

## 長野県規則第13号

### 長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例第18条第2項第2号の基準を定める規則

長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例（平成31年長野県条例第6号。第3号において「条例」という。）第18条第2項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 貸付けの用に供する自転車（当該自転車によってけん引される軽車両を含む。次号において「貸付用自転車」という。）について、定期的な点検及び整備を行う体制が確保され、当該点検及び整備に関する記録簿を備えていること。
- (2) 貸付用自転車を適切に保管する場所を確保していること。
- (3) 自転車を借り受ける者に対し、条例第4条第2項に規定する器具の貸付けを行う体制を確保していること。

#### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。